

- (四) 岩内氏と同盟會計代理とすること
- 五 記各支部が東西合同労働組合より分離して尼ヶ崎労働組合を組織すること承認すること
- 六 鈴木製材支部、兼重製鋼支部、日本電線支部、左記各組合が東西合同より分離して兵庫労働組合、大阪印刷五組合、尼ヶ崎労働組合、北指労働組合、大坂印刷五組合、高砂工友会の扶本哲郎氏家事務部の上中沢委員を幹事とするに同意し之を承認し後任決定を高砂工友会に一任すること

◇ 鐵事

一 組合同盟會計制度改革に關する件

翌日主事より本案の主旨を案の概要として説明あり 本案の概要は左の如し

一 会費の徴收
 一 従来組合の会費は各支部より各組合本部に徴收して各支部は会費の中から支部に残すものを除いて他を組合本部に送り組合本部は之の中から同盟だけ同盟本部に送つた
 この徴收方法を改め各支部は支部にも送附した感と同盟本部に納入することとする

- 二 即ち各組合本部例へば内閣会、高砂工友会等)の會計は会費を徴收して文を同盟本部會計に全部そのまゝに納入する
 - 三 組合本部は各支部に対して仮領收書を出し同盟本部は会費納入と同時に本領收証を支部宛に送り同盟本部は各組合に対して統一的領收証を複製して使用せしめり結へしめる
 - 四 會計報告は毎月紙紙上に公表すること
 - 五 組合と同盟との財政関係
 - 一 本案の實施に當つては各組合従来より財政収支に運動の實際を参照して一般的標準となるべき原則を制定すること
 - 二 各組合は毎月一定日までに組合の活動に於ける組合予算を複製して同盟本部に請求すること
 - 三 同盟本部は財務委員会を設置し執行委員会指導の下に各組合提出の予算を審議して組合に対する支出を決定し同盟全般の財政的統制を期す
 - 三 同盟財務委員会、組織
 - 一 財務委員会は同盟會計書記、同盟主事及び若干名(五分五名)を置いて組織す
 - 二 財務委員は同盟中央委員会に於て選任す 財務委員長は同盟會計文に當る
- 数時間にわたる討論の結果、大体に於て印前實施することにした然し本案實施には種々添都合を悉く考慮し同盟會計へは専任工、東西の各組合の特種の事情を考慮して除外列を置くことにも同意し左の決議をした